

委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、市町受援計画策定支援業務（以下「委託事業」という。）を別添「市町受援計画策定支援業務委託仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和2年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、____する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書等の提出等）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を甲に提出し、承認を受けるものとする。

（事業内容の変更）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事業計画書の内容の変更をしようとするときは、事前に事業内容変更承認申請書（様式第2号）を提出し、

甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の一部を中止し、又は変更しようとする場合
- (2) 収支予算書の経費内訳に記載された消費税額及び地方消費税の影響額を除く経費区分相互間で、いずれか低い額の20%を超える額を流用しようとする場合

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第3号)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

- 2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第15条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(著作権)

第16条 乙は、委託事業に基づき乙が作成した成果物及び素材等（以下「成果物等」という。）に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）について、委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく譲渡の日以後、成果物等に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）について、甲及び甲が利用を認めた者に対し、これを行使しないものとする。
- 3 第1項の著作権について第三者から異議の申出等があったときは、乙の責任において解決するものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等の一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

- 2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複製し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 甲及び乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）に準ずるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和元年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

乙

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

市町受援計画策定支援業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、市町受援計画策定支援業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書
- 4 その他

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

市町受援計画策定支援業務内容変更承認申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、市町受援計画策定支援業務を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 収支予算書
- 5 その他

(注) 変更のない項目については、省略することができる。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

市町受援計画策定支援業務実績報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した、市町受援計画策定支援業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 収支決算書
- 4 その他

様式第4号（第11条関係）

市町受援計画策定支援業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した、市町受援計画策定支援業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第5号（第12条関係）

市町受援計画策定支援業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した、市町受援計画策定支援業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也		
	内訳	委託料	金	円也
		前金払受領済額	金	円也
		今回請求額	金	円也
		残額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報の取扱に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。